

27年度版

加古川市社会福祉協議会

# ふれあいサロン支援事業

— 支援・立上げ助成の手引き —



## ◆◆◆ ふれあいサロンとは ◆◆◆

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、住民相互に見守り、支え合う仕組みづくりが必要です。

ふれあいサロンとは、日常生活圏域(学校区・町内会単位など歩いて行ける範囲)に地域の誰もが日常的に集い、交流し、見守り、支え合う活動ができる「場」をつくり、不安の解消、地域の見守り、介護予防の効果を目的とする活動です。

加古川市社会福祉協議会では、地域のサロン活動を通して住民どうしが「福祉コミュニティ」の形成に資することを目的に、新規立ち上げサロンを支援します。

## 加古川市社会福祉協議会は、ふれあいサロン活動を応援します!

- ① 新規立ち上げを予定されているサロンへ、運営環境が整うまでの一定期間、助成をします。
- ② 助成金情報など、サロン運営に必要な情報を提供します。
- ③ 市内で活動しているサロンとの交流会を実施します。
- ④ サロン活動における課題など、相談に応じます。

### ◆◆◆ ふれあいサロンの活動助成 ◆◆◆

※ 下記の条件を満たすサロンに助成します。

実施主体	町内会（自治会）、民生委員、ボランティアなど (但し、NPO 法人、政治的団体、宗教的活動団体、特定の人物を支援する活動団体のサロン活動は対象外。)
実施場所	公共施設、地域の公民館や集会所、空き店舗、民家など、地域の実情に応じた参加者の集まりやすいところ。
実施頻度	おおむね月1回（年間10回）以上実施
参加対象	地域住民10人以上を目安とし、 <u>特に地域で孤立しがちな人の参加を積極的に働きかけてください。</u> （活動内容や参加者の状況によって小規模サロンも可）
活動内容	会食会や語らい、レクリエーション、健康チェックなど、各サロンの独自性を工夫し、 <u>地域の相互扶助につながる住民の「輪」・親睦的要素があること。</u> (趣味の活動や老人クラブなどの団体が、 <u>会員のために実施する活動は含みません。</u> )
助成額	50,000円（年度）
助成期間	3年間 注) 年度報告書を確認し、助成の必要性がないと判断した場合は、助成期間内でも打ち切りとなる場合があります。



※ 平成24年度までに助成が始まったサロンについては、最大5年間

**対象経費** サロン運営に関わる経費（諸謝金、借り上げ料、器具・備品費など）

※飲食費は望ましくない。

**運営の継続** 助成終了後もサロン運営を継続していけるよう、他の助成金や参加費の徴収、町内会からの助成など、**自主財源の確保に積極的に取り組んでください。**

**その他** ① 年度ごとに「申請書」・「報告書」の提出が必要です。

**申請** 年度当初に「活動計画書」と「助成金申請書」を提出。

**報告** 事業終了後に「ふれあいサロン活動報告書」を提出。

② 助成金の交付は、6月後半～7月上旬の予定です。

③ 町内広報やチラシなどを活用して、特定の方が参加するサロンとにならないようにPRを進めてください。

④ 助成金は共同募金配分金を財源としています。募金状況により助成額などに変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 報告書を確認し、必要があると認めた場合は、活動に関する資料及び領収書の提出を求めることがあります。  
虚偽報告など不正行為が発覚した場合、助成金を返金いただきます。

⑥ 助成期間中、代表者が交代する場合は、社会福祉協議会までご連絡ください。

**問合せ先** 加古川市社会福祉協議会

地域福祉係 TEL 079-424-4318

